

滋賀医科大学医学部附属病院 セカンドオピニオン外来

診療・業務内容

◆セカンドオピニオン外来の目的◆

本院以外の医療機関の診療を受けている方を対象に、「他の医師の意見も聞き、納得して治療を受けたい。」というご要望に応え、現在の主治医から提供された診断・治療の資料から、今後の治療に関する意見を提供し、参考にさせていただくことを目的とします。

◆セカンドオピニオンの相談者◆

原則、患者さん本人とします。ただし、患者さん本人の同意書があればご家族の方のみでの相談（患者さんが未成年の場合は、同意書に加えて続柄を確認できる書類（健康保険証等）が併せて必要です。）も可能です。

◆相談内容◆

セカンドオピニオンは、診察ではないので、検査や治療行為（薬剤投与、処置）は行いません。また、今後行う治療についての意見や判断の提供ですので、今まで行った治療に対するものは相談の対象ではありません。

なお、**セカンドオピニオン終了後は、ご紹介元の主治医に送付する報告書をもとに、今後の治療方針について決定していただきます。**

相談内容の例示は以下のとおりです。

- ・外科的治療法と内科的治療法で迷われているとき
- ・現在の治療法に不安を感じるとき
- ・大きな外科的手術を受けるように勧められているとき
- ・その他



◆相談内容としてお受けできない事項◆

- ・過去の医療に関する事項で主治医等に対する不満、転医希望等
- ・医療訴訟の問題等、直接の治療以外に関するもの
- ・医療費の内容、医療給付に関すること



◆料金及び相談時間など◆

- ・**自由診療**です（健康保険は使用できません）。
- ・1回につき、**33,000円**です。
- ・相談時間は、原則30分以上60分以内で、**完全予約制**です。
- ・当該疾患の専門知識を有する医師が相談をお受けしますが、対応できる専門医が本院に不在の場合等、お受けできないこともあります。

◆その他◆

ご相談内容によってセカンドオピニオン外来よりも一般外来の受診をお勧めする場合があります。

また、治療方針についての相談が該当科にそぐわない場合は、依頼をお断りすることがあります。

料金はセカンドオピニオン外来終了後にお支払いいただきます。なお、お問い合わせ、ご予約には料金はかかりません。

お問い合わせ先

滋賀医科大学医学部附属病院
患者支援センター セカンドオピニオン外来担当
〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
TEL.077-548-2513 FAX.077-548-2815

お申込み方法

- ・完全予約制ですので、患者支援センター セカンドオピニオン外来担当までご連絡ください。
- ・担当者がご相談内容を伺ってから、手続き等についてご説明をします。なお、以下の書類については本院ホームページからダウンロードしていただけます。

- (1) セカンドオピニオン外来のご案内（本案内）
お申し込みまでにご確認ください。
- (2) セカンドオピニオン外来申込書
郵送またはFAXで本院セカンドオピニオン外来担当へお送りください。
- (3) 主治医の先生へお願い
主治医の先生にお渡しください。
- (4) セカンドオピニオン外来専用診療情報提供書
主治医の先生に記入を依頼してください（他院様式でも可）。
- (5) セカンドオピニオン外来相談同意書
ご相談者が患者さん本人以外の場合はご提出ください。
対象者（患者さん）が未成年の場合は、ご相談者との続柄を示す書類（健康保険証等）が併せて必要です。

- ・ご相談日は、「申込書」に基づき、本院が調整の上で決定し、セカンドオピニオン外来担当からご連絡します。

◆相談に際して必要なもの◆

- ・主治医の先生からの「セカンドオピニオン外来専用診療情報提供書」（他院様式でも可）
- ・主治医の先生から検査資料等をお借りしてください。
 - 血液検査の結果
 - 超音波検査の結果と画像
 - X線検査、MRI検査、CT検査等のフィルム及び報告書
 - 病理検査の報告書 など

※主治医の先生からの診療情報や検査資料がない場合には一般的なお話ししかできず、有効なセカンドオピニオンはご提供できませんので、「セカンドオピニオン外来専用診療情報提供書」、検査資料等を必ずご準備いただき、ご相談日の2日前必着でセカンドオピニオン外来担当宛てにご郵送ください。

◆相談当日◆

- ・ご相談時間の15分前までに「11番 患者支援センター窓口」へお越しください。セカンドオピニオン外来にご案内します。
- ・ご相談終了後は、総合受付5番にて会計手続きをお願いします。
- ・セカンドオピニオン報告書は、患者支援センターを経由して主治医の先生宛に郵送します。

セカンドオピニオンの流れ

